二、株式会社だいまるに対する件

昭和四十四年（排）第十七号

排除命令

広島県広島市堀川町三番十九号

株式会社　だいまる

右代表者　代表取締役　大　崎　碰　徳

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社だいまるは、今後、その販売するインスタント・コーヒー「ネスカフエ」その他の商品について、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告に、架空の比較対照価格の併記または当該商品以外の商品の写真の掲載をすることにより、当該商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、昭和四十三年十月八日を売出日とするインスタント・コーヒー「ネスカフエ」の取引に関する新聞折込みのビラおよび同月十二日を売出日とするインスタント・コーヒー「ネスフカエ」の取引に関する新聞広告による一般消費者の

誤認を排除するために、すみやかに、㈠同社が、当該「ネスカフエ」の小売価格三百八十五円と比較対照して併記した価格六百三十円は、架空の価格であつて、発売元の希望小売価格は五百十五円であること、㈡当該「ネスカフエ」として掲載した写真は、「ネスカフエ」百六十五グラム入りおよび「ニド」八十グラム入りを組み合せたものであつて、実際に販売しようとした「ネスカフエ」百五十グラム入りおよび「ニド」五十グラム入りを組み合せたものの写真ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社だいまる（以下「だいまる」という。）は、肩書地に事務所および店舗を置き、食料品、衣料品、家庭用電気製品その他の商品の販売業を営む事業者である。

だいまるは、昭和四十三年十月八日から九日までを売出日とする食料品その他の商品の販売について、昭和四十三年十月八日にビラ（別添写一）約十六万枚を新聞販売店を通じて中国新聞に折り込み、広島市およびその周辺地区における同新聞の購読者である一般消費者に配布し、また、同年十月十日から十二日までを売出日とする食料品、衣料品その他の商品の販売について、同年十月十日付中国新聞朝刊に広告（別添写二）を掲載した。

前記ビラおよび新聞広告により、だいまるは、「秋の謝恩ビツクデー」、「躍進だいまる創業記念謝恩大廉売」と称して、ネツスル日本株式会社の発売するインスタント・コーヒー「ネスカフエ」およびインスタント・クリーミング・パウダー「ニド」を組み合せた写真を掲載したうえ、当該各商品について、「コーヒーの季節2こでこんなお値段早めにどうぞ」、「広島ではじめてのお値段」、「ネスコーヒー（一五〇g）＋ニド（五〇g）六三〇円を三八五円」、「12日(土)かぎりの超目玉」等と表示している。

しかるに、前記ビラおよび新聞広告によりだいまるが取引をしようとした商品は、「ネスカフエ」百五十グラム入りに無料見本品として消費者に提供される「ニド」五十グラム入りを組み合せた「コンビパック」と称するものであり、当該商品の発売元の付した希望小売価格は、五百十五円であつて、だいまるが実際に販売しようとした価格三百八十五円に比較対照して表示した価格六百三十円は、同社が実際に販売しようとした価格三百八十五円を安くみせかけるための架空の価格である。

また、前記ビラに当該商品として掲載した写真は、「ネスカフエ」百六十五グラム入りと「ニド」八十グラム入りのものであつて、だいまるが小売価格三百八十五円で実際に取引をしようとした商品の写真ではない。

よつて、だいまるは、その販売する商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、だいまるの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年四月二十一日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

別添写一　省略
別添写二　省略

委員　有賀美智子